



令和4年8月5日

埼玉労働局長
久知良 俊二 殿

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹

埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月1日付け埼労発基 0701 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和2年度10月1日改正発効の埼玉県最低賃金(時間額928円)は、令和2年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別添「埼玉県最低賃金の改定決定に関する報告書」の別紙3により、賃上げに伴う各種支援に関する国への要望等を取りまとめられたので、併せて報告する。

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間987円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 928 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（112,015 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$928 \text{ 円（埼玉県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 131,770 \text{ 円}$$

別添

令和4年8月5日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県最低賃金専門部会
部会長 土屋 直樹

埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月1日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和2年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額928円）は、令和2年度の埼玉県的生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の報告については、別紙3のとおり賃上げに伴う各種の支援を国に対して要望すること等を含めた上で、最終的に公労使の全会一致で合意に至ったものである。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 土屋 直樹
福田 素生
満木 祐子

労働者代表委員 柿沼 聡
菊地 裕次
二階堂 祐輔

使用者代表委員 嶋田 昌美
並木 浩一
廣澤 健一

（五十音順）

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間987円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 928 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（112,015 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$928 \text{ 円（埼玉県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）}$
 $\times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 131,770 \text{ 円}$

賃上げに伴う各種支援に関する国への要望等について

中央最低賃金審議会におかれましては、令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安について、累次にわたり会議を開催され、目安額の根拠等について三者構成原則に基づく真摯な議論を展開されるなど、丁寧で十分な審議を尽くされたことに感謝申し上げます。

政府におかれましては、中央最低賃金審議会の答申に盛り込まれた政府への要望を確実に実施していただくとともに、埼玉においては、下記の事項を追加して強く要望する。

記

- 1 人手不足、事業承継、働き方改革の実施など、多くの継続的な課題を抱える経営基盤の脆弱な小規模事業者や労働者にとって過度な負担とならないように、最低賃金の引上げと併せて、減税及び社会保険料負担の軽減等、きめ細かな支援措置を早急に講じること。
- 2 中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するために必要な業務改善助成金については、埼玉をはじめ首都圏にも支援を拡充すること。